

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2019年5月31日

【会社名】 株式会社薬王堂ホールディングス(注)1

【英訳名】 YAKUODO HOLDINGS Co., Ltd.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西郷辰弘(注)1

【本店の所在の場所】 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社薬王堂
取締役常務執行役員管理本部長 小笠原 康 浩

【最寄りの連絡場所】 株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地

【電話番号】 019-697-2615(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社薬王堂
取締役常務執行役員管理本部長 小笠原 康 浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 19,453百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本訂正届出書提出日現在におきましては、株式会社薬王堂ホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2019年9月2日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社薬王堂(以下「薬王堂」といいます。)の2019年2月28日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月29日開催の薬王堂の定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、薬王堂が2019年5月29日付で東北財務局長に有価証券報告書を提出したこと、並びに2019年5月31日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2019年4月25日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

また、薬王堂の定時株主総会の議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

1 組織再編成の目的等

3 組織再編成に係る契約

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

7 組織再編成に関する手続

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

5 研究開発活動

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(添付書類の追加)

薬王堂の定時株主総会の議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	19,740,219株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 3、4

- (注) 1 薬王堂の発行済株式総数19,741,200株(2019年2月28日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注) 2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、薬王堂の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。薬王堂は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、薬王堂が2019年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式981株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、2019年4月9日に開催された薬王堂の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2019年5月29日に開催予定の薬王堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	19,740,219株 (注) 1、2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注) 3、4

- (注) 1 薬王堂の発行済株式総数19,741,200株(2019年2月28日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転((注) 2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、薬王堂の発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。薬王堂は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、薬王堂が2019年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式981株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、2019年4月9日に開催された薬王堂の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議)及び2019年5月29日に開催の薬王堂の定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
- 3 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要等

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

薬王堂は、2019年5月29日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2019年9月2日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社と薬王堂の状況は以下のとおりとなる予定です。

(後略)

(訂正後)

薬王堂は、2019年5月29日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2019年9月2日(予定)を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社と薬王堂の状況は以下のとおりとなる予定です。

(後略)

3 【組織再編成に係る契約】

1 . 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

薬王堂は、同社の定時株主総会による承認を前提として、2019年9月2日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、薬王堂を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)を2019年4月9日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における薬王堂の株主に対し、その保有する薬王堂の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、2019年5月29日に開催予定の薬王堂の定時株主総会において本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2 . 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

(訂正後)

薬王堂は、同社の定時株主総会による承認を前提として、2019年9月2日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、薬王堂を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(その後の変更を含み、以下「本株式移転計画」といいます。)を2019年4月9日開催の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、基準時における薬王堂の株主に対し、その保有する薬王堂の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画は、2019年5月29日に開催の薬王堂の定時株主総会において承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2 . 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(訂正前)

買取請求権の行使について

薬王堂の株主が、その保有する薬王堂の普通株式について、薬王堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年5月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を薬王堂に通知し、かつ、当該定時株主総会において本株式移転に反対し、薬王堂が当該定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

薬王堂の株主による議決権の行使の方法としては、2019年5月29日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、薬王堂の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、薬王堂に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2019年5月28日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに薬王堂に到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、薬王堂に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、薬王堂は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(後略)

(訂正後)

買取請求権の行使について

薬王堂の株主が、その保有する薬王堂の普通株式について、薬王堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年5月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を薬王堂に通知し、かつ、当該定時株主総会において本株式移転に反対し、薬王堂が当該定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

薬王堂の株主による議決権の行使の方法としては、2019年5月29日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、薬王堂の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、薬王堂に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には2019年5月28日午後6時までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、上記の行使期限までに薬王堂に到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、定時株主総会開催日の3日前までに、薬王堂に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、薬王堂は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(後略)

7 【組織再編成に関する手続】

(訂正前)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、薬王堂は会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、薬王堂の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、薬王堂の本店において2019年5月14日より備え置く予定です。

は、2019年4月9日開催の薬王堂の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその他算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、薬王堂の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、薬王堂の営業時間内に薬王堂の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2019年2月28日
株式移転計画承認取締役会	2019年4月9日
株式移転計画承認定時株主総会	2019年5月29日(予定)
薬王堂株式上場廃止日	2019年8月28日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2019年9月2日(予定)
当社株式上場日	2019年9月2日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

薬王堂の株主が、その保有する薬王堂の普通株式について、薬王堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年5月29日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を薬王堂に通知し、かつ、当該定時株主総会において本株式移転に反対し、薬王堂が当該定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(訂正後)

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、薬王堂は会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、

薬王堂の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、薬王堂の本店において2019年5月14日より備え置いております。

は、2019年4月9日開催の薬王堂の取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその他算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、薬王堂の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、薬王堂の営業時間内に薬王堂の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ないし に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2019年2月28日
株式移転計画承認取締役会	2019年4月9日
株式移転計画承認定時株主総会	2019年5月29日
薬王堂株式上場廃止日	2019年8月29日(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2019年9月2日(予定)
当社株式上場日	2019年9月2日(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

薬王堂の株主が、その保有する薬王堂の普通株式について、薬王堂に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2019年5月29日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を薬王堂に通知し、かつ、当該定時株主総会において本株式移転に反対し、薬王堂が当該定時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

- 2019年4月9日 薬王堂の取締役会において、薬王堂の単独株式移転による持株会社「薬王堂ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」の内容を決議
- 2019年5月29日 薬王堂の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、薬王堂がその完全子会社となることについて決議(予定)
- 2019年9月2日 薬王堂が株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、薬王堂の沿革につきましては、薬王堂の有価証券報告書(2018年5月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

- 2019年4月9日 薬王堂の取締役会において、薬王堂の単独株式移転による持株会社「薬王堂ホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」の内容を決議
- 2019年5月29日 薬王堂の定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、薬王堂がその完全子会社となることについて決議
- 2019年9月2日 薬王堂が株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場(予定)

なお、薬王堂の沿革につきましては、薬王堂の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は2019年9月2日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定です。

当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)及び四半期報告書(2018年7月10日、2018年10月9日及び2019年1月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は2019年9月2日の設立を予定しており、本届出書提出日現在においては未設立であるため、特段の経営方針は定めておりませんが、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定です。

当社の経営環境及び対処すべき課題等については、当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)及び四半期報告書(2018年7月10日、2018年10月9日及び2019年1月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)及び四半期報告書(2018年7月10日、2018年10月9日及び2019年1月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

5 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)及び四半期報告書(2018年7月10日、2018年10月9日及び2019年1月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる薬王堂の研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる薬王堂の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となる薬王堂の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる薬王堂の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となる薬王堂の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となる薬王堂の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となる薬王堂の設備の新設、除却等の計画については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2018年5月25日提出)及び四半期報告書(2018年7月10日、2018年10月9日及び2019年1月10日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる薬王堂の経理の状況については、同社の有価証券報告書(2019年5月29日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第 1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 2017年 3月 1日 至 2018年 2月28日)2018年 5月25日東北財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第38期第 1 四半期(自 2018年 3月 1日 至 2018年 5月31日)2018年 7月10日東北財務局長に提出。

事業年度 第38期第 2 四半期(自 2018年 6月 1日 至 2018年 8月31日)2018年10月 9日東北財務局長に提出。

事業年度 第38期第 3 四半期(自 2018年 9月 1日 至 2018年11月30日)2019年 1月10日東北財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(2019年 4月25日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2018年 5月29日東北財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく臨時報告書を2019年 4月 9日東北財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 6 号の 3 の規定に基づく臨時報告書を2019年 4月 9日東北財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 2018年 3月 1日 至 2019年 2月28日)2019年 5月29日東北財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(2019年 5月31日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2019年 5月31日東北財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。